

令和 8 年度実施 志摩市職員採用試験 募集要項



【募集職種】

労務職（清掃・土木作業員）

【後期試験】

受付期間 令和 8 年 8 月 5 日（水）午前 8 時 3 0 分から
令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

一次試験日 令和 8 年 9 月 2 7 日（日）

1. 採用予定年月日

令和9年4月1日

2. 受験資格及び職種、募集人数

職 種	募集人数	受験資格	職務概要
労務職 (清掃・土木作業員)	1人程度	(1) 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に定める高等学校、特別支援学校高等部など、高等学校に準ずる学校を卒業した人 (2) 準中型自動車運転免許(制限なし・MT)以上を有する人、又は令和9年3月31日までに取得(又は限定解除)見込みの人。※1 ※2 (3) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人	※3 (清掃) ごみ・資源物・し尿の収集、運搬(収集車両の運転含む)、ごみの減量・リサイクル等の啓発、分別排出指導等 (土木) 草刈作業、道路・河川等の支障木等の伐採作業、又は、公園等の樹木の剪定その他管理施設の補修等を行う業務。

※1 中型免許、大型免許をお持ちの方も受験可能です。

※2 「AT 限定」および「5t 限定」の免許をお持ちの方は、採用日までに限定解除を行う必要があります。

※3 人事異動等により、職務内容が変更される場合があります。

◎申込時に、下記の確認書類等の添付が必要です。

・運転免許証の写し等。

3. 試験の方法

試験区分	1次試験	2次試験	3次試験
労務職 (清掃・土木作業員)	・総合検査(SPI3) ペーパーテスト (マークシート方式)	・個別面接 ※詳細は、1次試験合格通知 でお知らせします。	・個別面接 ※詳細は、2次試験合格通知 でお知らせします。

《1次試験内容》

試験科目	内 容	所要時間
総合検査 (SPI3) ペーパーテスト (マークシート方式)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての 択一式による試験	約110分

4. 申込手順について

(1) 受付期間 令和 8 年 8 月 5 日(水) 午前8時30分から
 令和 8 年 9 月 7 日(月) 午後5時15分まで

(2) 申込方法 インターネットによる申し込みとします。

事前準備	・パソコンまたはスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※PDF を閲覧できる環境が必要です。 ・メールアドレス ※「public-connect.jp」、「@arorua.net」、「city.shima.mie.jp」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください) ・顔写真のデータ ※申込前6か月以内に撮影した背景無地で撮影したもので、上半身脱帽、正面向きで本人と確認できるものがが必要です。
申込手順	① 専用サイトに接続し、「会員登録」をする。 ② 会員登録後、再度同専用サイトに接続し、マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴(これまでの職歴全て)・学歴等を登録。 ※学部名・自己PR欄は任意になっていますが、必ず入力してください。 ③ 同専用サイト内の本市の求人ページから「エントリー画面に進む」をクリックする。 ④ 必要事項を入力し、受験申込みを完了する。 ・申込みの完了状況は、同専用サイト内「マイページ」の「エントリー一覧」から確認できます。 ・申込は1回のみです。重複申込の場合は、最初に入力した内容が対象となります。内容に不備がないか必ず確認してください。 ※専用ホームページには、2次元コードからも遷移できます。 

○受験票の発行

受験票の発行については申込受付後に案内します。

1次試験の当日に確認しますので、受験票を紙に印刷してご持参いただくか、スマートフォン等の画面で提示できるようご準備ください。

(3) 注意事項

- ・受験資格を満たしていることを確認してから申し込んでください。
- ・受験資格確認のため、申込時に資格確認資料の添付が必要です。
- ・受験資格に定める資格取得見込みの方が、令和9年3月末までに当該資格を取得できなかった場合は、合格（採用）を取り消します。
- ・申込締切直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。
- ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・申込後に入力内容を修正することはできません。間違いがないかよく確認してください。
- ・内容に虚偽の事項がある場合、採用が取消となることがありますので十分に注意してください。
- ・合格後、採用日までの間に重大な非違行為やその他勤務が困難な事由が生じた場合、受験申込時に求める資格を欠く場合には、採用されないことがあります。
- ・インターネット接続に要する機器や通信料などの費用は、受験者の負担となります。

5. 1次試験について

受付期間終了後の令和8年9月15日（火）までに、1次試験についての案内等をパブリックコネクトメッセージにより送信予定です。試験の開始時間、試験会場などの詳細を確認してください。

6. 試験の日時及び会場

1次試験	試験日	令和8年9月27日(日) ※予定
	試験会場	志摩市役所本庁舎（予定） （志摩市阿児町鶴方3098番地22）
	試験時間	< 労務職（清掃・土木作業員） > 受 付 9時00分～ 総合検査（SPI3） 9時45分～

2 次試験	試 験 日	令和 8 年 1 0 月 2 4 日（土）～1 1 月 1 日（日）のうち いずれか指定する日（予定） ※日時については、1 次試験合格者にお知らせします。
	試験会場	志摩市役所本庁舎（予定）
3 次試験	試 験 日	令和 8 年 1 2 月 5 日（土）～1 2 月 1 3 日（日）のうち いずれか指定する日（予定） ※日時については、2 次試験合格者にお知らせします。
	試験会場	志摩市役所本庁舎（予定）

※自然災害等の発生状況により、試験の日時及び試験会場等を変更する場合があります。
変更となる場合は、お知らせメールをパブリックコネクトメッセージ等で送信します。

7. 試験結果の通知

1 次試験・2 次試験の試験結果については、パブリックコネクトメッセージ等で通知をいたします。

3 次試験の試験結果については、封書により郵送で通知をいたします。

8. 最終合格者の決定及び発表

（1）決定方法

1 次から 3 次までの試験結果により最終合格者を決定します。

（2）発 表

3 次試験終了から、3 週間以内に受験者に通知します。

9. 勤務条件

○給与

志摩市労務職員給与条例（等）に基づき支給します。

給与月額：20万円以上 ※地域手当含む

※採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定後の額となります。

※諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

○勤務時間

午前8時30分～午後5時15分の7時間45分 1週間当たり38時間45分

※配属先により異なる場合があります。

○休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※配属先により異なる場合があります。

○休暇

年次有給休暇として年間20日（4月採用時は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、夏季休暇、結婚休暇、子の看護等休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇等条例で定められた特別休暇があります。

○勤務場所

志摩市役所及び市の出先機関

10. 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市総務課人事研修係へお願いします。

（電話 0599-44-0201）

11. その他

お預かりしました個人情報、市の職員採用試験に必要な範囲のみに利用します。

なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類（提出物）は、返却することができませんので、予めご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務
(「公権力の行使」に係る職務の具体例)
 - 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。